

第2次新潟県犯罪被害者等支援推進計画(案)の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

新潟県犯罪被害者等支援条例（R3.4.1施行）第9条に基づき犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

- 基本方針
- ①犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重
 - ②犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援
 - ③必要な支援の途切れることのない提供

2 計画の期間・実施状況の公表

・令和8年度から令和12年度（5年間）・定期的に公表

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

- ・刑法犯認知件数は令和5年以降増加
- ・性暴力被害者支援センターにいがたの相談及び支援件数は増加傾向

2 犯罪被害者等が置かれている状況

- ・生命、身体等の直接的被害に加え、心身の不調や経済的負担、誹謗中傷などの二次的被害など様々な困難や悩みに直面

第3章 施策推進の考え方

1 施策体系（4つの柱）

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、4つの施策の柱を体系的に位置づけ

- I 相談・支援のための体制整備への取組
- II 損害回復・経済的支援等への取組
- III 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- IV 理解増進・気運醸成への取組

2 推進体制

庁内関係部局、市町村、民間支援団体、その他関係機関・団体等と連携・協力を図りながら施策を推進

3 成果指標

項目	現状	成果指標 (令和12年度)
県内市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定数	24市町村 (R7.4.1現在)	増加させる 30市町村
「にいがた被害者支援センター」又は「性暴力被害者支援センターにいがた」の認知度	R8年度 調査数値	増加させる

第4章 具体的な施策（主な取組）

施策の柱Ⅰ 相談・支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等

※下線部は第2次計画の主なポイント

- ・多機関ワンストップサービス体制の整備【検討中】
- ・市町村における被害者支援に特化した条例の制定に向けた働きかけ

2 人材の育成

- ・市町村職員等への研修、支援従事者の育成

3 民間支援団体に対する支援

- ・財政基盤の確保、研修等への講師派遣、担い手の確保

施策の柱Ⅱ 損害回復・経済的支援等への取組

4 日常生活の支援及び配慮

- ・早期援助団体による裁判所・病院・警察等への付添い、生活支援

5 居住の安定

- ・県営住宅の優先入居、一時避難場所の提供と宿泊経費の公費負担

6 雇用の安定

- ・労働相談及び情報提供

7 経済的負担の軽減

- ・犯罪被害給付制度、犯罪被害者等見舞金、公費負担制度の運用
- ・犯罪被害者等も利用できる社会保障制度等の活用

施策の柱Ⅲ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

8 心身に受けた影響からの回復

- ・性暴力・性犯罪被害者への支援（医療機関紹介、受診時付添い等）
- ・スクールカウンセラー制度の運用
- ・産婦人科等との連携強化

9 安全の確保

- ・ストーカー、DV被害者等の保護対策
- ・個人情報の取扱いへの十分な留意

施策の柱Ⅳ 理解増進・気運醸成への取組

10 県民等の理解の増進

- ・多様な広報啓発手法・媒体の活用
- ・命の大切さを学ぶ教室の開催、学校での人権教育

11 被害者支援を考える月間

- ・被害者支援フォーラムの開催、巡回パネル展の開催

12 表彰

- ・支援従事者等への知事表彰